

# 令和4年第4回川西町 議会定例会会議録

令和4年12月19日 月曜日 午前10時15分開議

議長 鈴木 幸 廣      副議長 寒河江      司

## 出席議員（12名）

1番 井上 晃一 君	2番 遠藤 明子 君
3番 渡部 秀一 君	4番 吉村 徹 君
5番 島 貫 偕 君	7番 伊藤 進 君
8番 神村 建二 君	9番 橋本 欣一 君
10番 淀 秀夫 君	11番 高橋 輝行 君
13番 寒河江 司 君	14番 鈴木 幸廣 君

## 欠席議員（0名）

## 説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 大滝 治則 君
安全安心課長 後藤 哲雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課 長 安部 博之 君	政策推進課長 遠藤 準一 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課 長 小林 俊一 君
産業振興課長 井上 憲也 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 内谷 新悟 君
地域整備課長 奥村 正隆 君	教育文化課長 金子 征美 君
農業委員会 会長 大沼 藤一 君	監査委員 嶋 貫 榮次 君
財政主査 石田 英之 君	

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 3 号)

令和4年12月19日 月曜日 午前10時15分開議

日程第 1 議第87号 川西町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の設定についてから議第86号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)までの付託議案の審査報告について

(総務文教常任委員会委員長)

(予算特別委員会委員長)

日程第 2 議第91号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 発議第12号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回川西町議会定例会第14日目の会議を開きます。

(午前10時15分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時17分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時26分)

---

◎議第87号 川西町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の設定についてから議第86号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第87号 川西町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の設定についてから議第86号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該10議案については、本定例会第1日目の12月6日本会議において、総務文教常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしておりましたが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めま

す。

総務文教常任委員会委員長井上晃一君。

1 番井上晃一君。

(総務文教常任委員会委員長 井上晃一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 令和4年12月6日、第4回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、審査日程。

2、議案説明のため当局より出席した者は、記載のとおりであります。

3、付託議案につきましては別紙議案付託表のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第87号 川西町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の設定について。

地方公務員法の改正に基づき、本庁職員の定年年齢を引き上げる必要があるため、関係条例の改正等を行う旨の説明を受けた。

(2) 議第90号 町有財産の無償譲渡について。

情報通信技術の進展やサービスの高度化に伴う住民ニーズの多様化及び情報通信環境の継続した安定供給に資するため、町内のブロードバンド通信環境を無償譲渡する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第87号 川西町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第90号 町有財産の無償譲渡について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長高橋輝行君。

11番高橋輝行君。

(予算特別委員会委員長 高橋輝行君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る12月6日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第89号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第81号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第7号)、議第82号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議第83号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議第84号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第85号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第86号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)、以上8議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、

重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された8議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第89号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第81号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第7号）、議第82号 令和4年度川西町水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第83号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第84号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第85号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第86号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）、以上7議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上1議案につきましては、少数の反対者がありましたが、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現において、しかるべくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び令和4年度各会計補正予算6議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

なお、採決は議案ごとに行います。

議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第89号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第81号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第7号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第82号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第83号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第84号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第85号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第86号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議第91号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長 日程第2、議第91号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第91号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議員の報酬額を改定するため、提案するものであります。内容につきまして、大滝総務課長から説明をさせますので、よろしくご説明申し上げます。



○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第91号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、別表第2を次のように改めるものであります。

別表第2につきましては、議会の議員の議員報酬を定める表であります。

表をご覧くださいと思います。

月額議員報酬額について、議長につきましては35万円に、副議長につきましては29万円に、議員につきましては27万5,000円に改めるものであります。

附則において、施行期日を定めております。この条例は、令和5年5月1日から施行するものであります。

本日付提出、町長名であります。

以上でご説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎発議第12号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第3、発議第12号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第12号 閉会中の所管事務調査については、許可することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日子定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、令和4年第4回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午前11時52分)